

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
一体型本人確認書類裏書印字システム 2 台賃貸借
- (2) 数量及び仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所
別紙仕様書のとおり
- (4) 借入期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 1 3 年 8 月 3 1 日まで
なお、令和 9 年度以降において、当該物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和 7 年鳥取市告示第 3 9 2 号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「リース・レンタル」の「その他賃貸」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 2 5 年 4 月 1 日制定）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問
質問は、令和 8 年 7 月 2 2 日の午後 3 時までに質問書（別紙 1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月 2 3 日の午後 3 時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）に掲示する。
- (2) 質問書の送信先
鳥取市総務部検査契約課 ファクシミリ 0 8 5 7 - 2 0 - 3 9 4 8

4 入札方法等

- (1) 入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。

- (3) 宛先は、〒680-8799 日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部 検査契約課行とすること。
- (4) 郵送開始日は、令和8年7月21日とする。
- (5) 到着期限は、令和8年7月26日（必着）とする。
- (6) 入札書は別紙3を使用し、入札金額には設置・組立・導入設定等に要する経費、賃貸借期間中の賃貸借料等の一切の経費の総額を60月で割った1月当たりの金額を記載すること。
- (7) 入札書は、封筒（長型3号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には入札者の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙2のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。
- (8) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙4を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (11) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (12) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

5 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2
- (2) 日時 令和8年7月27日 午後1時40分
- (3) 立会 入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

6 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札

- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (9) 指定された期日に指定された場所に到着しない入札
- (10) その他、入札執行者が無効と認めた入札

7 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、5の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階）に提出しなければならない。

8 落札候補者

(1) 落札候補者の決定

鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

- (2) 落札候補者となるべき入札者が2名以上の場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者は、令和8年7月28日までに入札参加資格確認申請書（別紙5）を鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 入札参加資格確認申請書により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。
- (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

10 再度の入札

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。
- (2) 入札回数は、1回目の入札（開札）を含めて3回を限度とする。
- (3) 再度の入札において前回入札時の最低金額以上の入札を行った者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

11 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課
電話：０８５７－３０－８１２１
ファクシミリ：０８５７－２０－３９４８

質 問 書

件 名	一体型本人確認書類裏書印字システム 2 台賃貸借
公 告 日	令和 8 年 7 月 1 3 日
質 問 者 名	会 社 名 : 代表者名 : 連 絡 先 : 電話 ファクシミリ 質 問 者 :
提出年月日	令和 年 月 日
質 問 事 項	

郵送用封筒記載例

【封筒表面】

9 9 7 8 0 8 6	日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部検査契約課 行	入札書在中 朱書きすること。
	一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの郵送方法を記入すること。	
	開札日 令和8年7月27日 件 名 一体型本人確認書類裏書印字システム 2台賃貸借	
	簡易書留	

【封筒裏面】

印	印	印
差出人		
住 所 商号又は名称		

※封筒は、長型 3 号（120×235mm）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。

※差出人は入札者の住所、商号又は名称を記入すること。

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

代理人 住 所
氏 名

印

件 名	一体型本人確認書類裏書印字システム 2 台賃貸借
入札金額	金 _____ 円

※ 入札金額は、設置・組立・導入設定等に要する経費、賃貸借期間中の賃貸借料等の一切の経費の総額を 6 0 月で割った 1 月当たりの金額を記載すること。

委 任 状

鳥取市長 深澤 義彦 様

私は、住所 氏名 を代理人

と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

受任者 住 所

氏 名 印

件名	一体型本人確認書類裏書印字システム2台賃貸借
----	------------------------

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

件 名：一体型本人確認書類裏書印字システム2台賃貸借

公 告 日：令和8年7月13日

私は、上記の入札に係る公告の「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第4号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、次の添付書類とともに入札参加資格の確認を申請します。

仕様書（一体型本人確認書類裏書印字システム 2 台賃貸借）

1. 目的

マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード（以下、「マイナンバーカード等」という。）を所有している者が、住所変更などを行った場合、マイナンバーカード等の券面に変更事項を印字し、マイナンバーカード等を継続的に利用させるための裏書印字システム機器のリースを行う。

2. 設置場所

施設名称	住所	台数
鳥取市役所本庁舎	鳥取県鳥取市幸町 7 1 番地	2 台

3. リース要件

項目	詳細
物品名	一体型本人確認書類裏書印字システム PASiD Cube(パシッド・キューブ) 【仕様】 寸法：幅 165×奥行 390×高さ 210mm 重量：約 4.8kg 定格電源：AC100V 50Hz/60Hz 36W 対応 OS：Windows10/11
作業内容	鳥取市が指定する個人番号利用事務系ネットワークの端末に導入し、動作確認を行うこと

4. 納品期限

令和 8 年 8 月 3 1 日

5. 契約期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 1 3 年 8 月 3 1 日まで

6. 入札金額

入札金額は月額とし、消費税及び地方消費税は除くものとする。

7. 支払方法

別添「支払計画書」のとおり支払うものとする。

8. 特記事項

- (1) 当該機器についてリース期間終了後は鳥取市へ無償譲渡すること。
- (2) 動産総合保険は賃貸人の負担とする。
- (3) 機器の保守については賃借人が売主（またはメーカー）と保守契約の締結を行う。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、発注課と協議すること。

9. 問い合わせ先

市民課 担当者 森 剛大
(TEL) 0857-30-8196

以上

支払計画書

一体型本人確認書類裏書印字システム賃貸借

回	年度	区分	支払金額（円）		請求月	支払予定時期
			賃貸借料 （消費税及び 地方消費税を 含む）	消費税及び地 方消費税の額		
1	令和8年度	9月分			10月	請求を受理した日か ら30日以内
2		10月～12月分			1月	
3		1月～3月分			4月	
4	令和9年度	4月～6月分			7月	
5		7月～9月分			10月	
6		10月～12月分			1月	
7		1月～3月分			4月	
8	令和10年度	4月～6月分			7月	
9		7月～9月分			10月	
10		10月～12月分			1月	
11		1月～3月分			4月	
12	令和11年度	4月～6月分			7月	
13		7月～9月分			10月	
14		10月～12月分			1月	
15		1月～3月分			4月	
16	令和12年度	4月～6月分			7月	
17		7月～9月分			10月	
18		10月～12月分			1月	
19		1月～3月分			4月	
20	令和13年度	4月～6月分			7月	
21		7月～8月分			9月	

賃 貸 借 契 約 書（長期継続契約）（案）

- 1 物 件 一体型本人確認書類裏書印字システム 2 台賃貸借
- 2 設 置 場 所 鳥取市役所本庁舎
- 3 賃貸借料（月額） 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 4 賃 貸 借 期 間 令和 8 年 9 月 1 日 から 令和 1 3 年 8 月 3 1 日まで
- 5 賃貸借期間満了 無償譲渡
後 の 措 置
- 6 契 約 保 証 金 免除

上記の賃貸借について、賃貸人と賃借人は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。なお、記名押印に代えて電子署名を行う当事者は、当該電子署名がなされた本契約の電磁的記録を保有するものとする。

令和 年 月 日

賃借人 住所又は所在地 鳥取市幸町 7 1 番地
商号又は名称 鳥取市
代表者名又は氏名 鳥取市長 深澤 義彦

賃貸人 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

賃貸借契約約款

(総則)

- 第1条 賃借人(以下「甲」という。)及び賃貸人(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、設計書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の物件(以下「物件」という。)を甲に賃貸し、甲は、これを借り受ける。
- 3 甲は、契約書記載の賃貸借期間中、乙に契約書記載の賃借料を支払う。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約に定める請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによる。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠する。
- 11 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行く。

(賃貸借期間)

- 第2条 賃貸借期間は、契約書記載の賃貸借期間とし、乙は、賃貸借開始日までに物件を引渡さなければならない。

(物件の検査及び引渡)

- 第3条 甲は、乙から物件の納入を受けた後、10日以内にこれを検査し、物件が契約の内容に適合していることを確認した後に引渡しを受ける。
- 2 乙は、納入した物件が前項の確認に合格しないときは、直ちに当該物件の修補又は取替えをして再度甲の検査を受けなければならない。

(設置及び返還費用の負担)

- 第4条 物件の設置及びこの契約が終了した際の物件の返還に要する費用は、この契約で別に定めのある場合を除いて、乙の負担とする。
- 2 乙が、返還に係る費用を負担することとされている場合において、乙の責めに帰すべき理由により物件の撤去が遅滞した場合は、甲は物件を撤去し、その費用を乙に請求することができる。

(損害保険)

- 第5条 乙は、賃貸借期間中、乙を保険契約者とする動産総合保険契約を、乙の負担により、乙の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新しなければならない。ただし、この契約が、既に締結している賃貸借契約の賃貸借期間満了後に物件の全部又は一部を再度賃貸借する契約であって、甲の承諾がある場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(物件の保管及び使用方法)

- 第7条 甲は、物件に付されている乙の所有権を明示する表示又は標識等を汚損し、又は取り除いてはならない。
- 2 甲は、契約書記載の設置場所(以下「設置場所」という。)において、物件を保管又は使用するものとし、これを変更する場合には、乙の承諾を得なければならない。
- 3 物件の保管及び使用によって、第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。

(物件の保守等)

- 第8条 甲は、善良な管理者の注意をもって、物件を保管又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は甲の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。
- 2 甲は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つための保守、修理及び点検等(以下「保守等」という。)を必要に応じて行い、その費用を負担する。
- 3 この契約で、物件の保守等について仕様書等で別に定めがある場合は、常にこの物件の機能を十分に発揮させるため、必要な保守等を当該仕様書等に基づき乙の負担で行うものとし、前項は適用しない。

(契約不適合責任)

- 第9条 納入された物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相応な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものである場合は、甲は履行の追完を請求することができない。ただし、乙がそのことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 第1項に定める履行の追完の請求を行うことのできる期間は、賃貸借開始日から1年とする。ただし、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該

請求を行うことのできる期間は5年とする。

(契約金額減額請求権)

第9条の2 契約不適合があり、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて賃借料の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不可能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに賃借料の減額を請求することができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものである場合は、甲は賃借料の減額を請求することができない。ただし、乙がそのことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条の3 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除権の行使についても準用する。

(物件の現状変更)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙の承諾を受けなければならない。

- (1) 物件に他の物件を付着させようとするとき。
- (2) 物件の改造又は模様替えをしようとするとき。
- (3) 物件の性能、機能、品質等を変更しようとするとき。

(物件の譲渡等の禁止)

第11条 甲は、物件を他に譲渡し、若しくは第三者に使用させ、又はその他乙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。ただし、乙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(物件の調査)

第12条 乙は、契約期間中、甲の承諾を得て、物件の設置場所に立ち入って、物件の現状、運転及び保管状況を調査することができる。

(物件の滅失又は毀損)

第13条 物件の返還までに生じた物件の滅失又は毀損については、甲がその責めを負うものとする。ただし、通常の損耗及び減耗は、この限りでない。

2 物件が毀損したときは、甲乙協議の上、次の各号のいずれかの措置をとるものとし、その費用(第5条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)は、甲が負担する。この場合においては、この契約はなんらの変更もなくそのまま継続する。

- (1) 物件を完全な状態に復元又は修理する。
 - (2) 物件と同等な状態又は性能の同種物件と取り替える。
- 3 物件の一部又は全部が滅失したときは、甲は、その損害(第5条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)を賠償しなければならない。

4 前項の場合においては、当該損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

5 前4項の規定にかかわらず、物件の滅失又は毀損の原因が、天災その他甲乙の双方の責めに帰すことができないものである場合は、甲乙協議して定める。

(賃借料)

第14条 乙は、この契約に定めるところにより、甲に賃借料の支払を請求することができる。

~~2 賃借料は、賃貸借期間中の暦月を単位として毎月請求するものとする。~~

3 この契約の履行の完了部分が1か月に満たないとき、又は乙の責めに帰すべき理由により、物件を使用できない期間があったときは、賃借料を履行日数で日割計算した額を支払う。

4 甲は、前3項の規定により請求を受けたときは、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、賃借料を支払わなければならない。

5 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく賃借料に相当額を加減して支払う。

~~(物件の返還)~~

~~第15条 賃貸借期間が満了したときは、契約書記載の措置に従って、速やかに物件の返還又は所有権移転の手続きを行わなければならない。ただし、物件を返還するとされている場合において、甲は、乙に物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。~~

~~2 物件を返還するとされている場合において、甲は、この契約が終了したときは、仕様書等で別に定めのある場合を除いて契約終了時の状態で乙に返還する。~~

(履行遅滞の場合における損害金等)

第16条 乙の責めに帰すべき理由により、賃貸借開始日までに物件の引渡しを完了しない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、賃貸借期間中の賃借料の総額(以下「賃借料の総額」という。)につき遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「遅延利息の率」という。)を乗じた額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第14条の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、賃貸借開始日までに物件の引渡しをせず、又は賃貸借開始日経過後相当の期間内に引渡しを完了する見込みがないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (3) 第22条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃借料の総額（この契約の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。）の10分の1以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第18条 甲は、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員または使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為
 - (2) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条に規定する行為
- 2 第17条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第19条 甲は、乙又はその経営幹部（役員又は支店若しくは営業所（常時の請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
- (2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は代理人、受託者等として使用しているとき。
- (4) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。
- (5) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知り

ながら、友人又は知人として会食、遊技、旅行等を共にし、又はパーティー等に招待し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をしたとき（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部が行うものに限る。）。

- (6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に便宜を供与したとき。
 - (7) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第3号から前号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知りながら、これらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結したとき。
 - (8) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第3号から第6号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知らずに、これらの者を雇用し、又はこれらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結した場合であつて、甲が乙に対して解雇に係る手続き、契約の解除その他の適正な是正措置を求め、乙がこれに速やかに従わなかったとき。
- 2 乙は、甲が前項各号に掲げる事由の有無を確認するため、役員名簿その他の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。
- 3 第17条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 4 甲は、第1項第8号の規定により求めた是正措置を乙が行ったことにより乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

第20条 甲は、第17条第1項、第18条第1項又は前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第21条 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該賃借料について減額又は削除があった場合、甲はこの契約を変更又は解除することができる。

- 2 前項の規定により、甲がこの契約を変更又は解除したときは、解約金を乙に支払うものとする。ただし、金額については、甲乙協議して定める。

（乙の解除権）

第22条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合におい

て、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第23条 甲は、前6条の規定によりこの契約が解除された場合においては、この契約の履行の完了部分に相応する賃借料を乙に支払わなければならない。この場合において、この契約の履行の完了部分が1か月に満たないときは、賃借料を履行日数で日割計算した額をもって当該完了部分の賃借料とする。

(賠償の予定)

第24条 乙は、乙がこの契約に関して第18条第1項又は第19条第1項の各号のいずれかに該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、賃借料の総額の10分の1に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が第18条第1項又は第19条第1項の各号に規定する行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているときは、乙は、前項に規定する賃借料の総額の10分の1に相当する額のほか、賠償金として、賃借料の総額の10分の1に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第25条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第27条 この約款に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）の定めるところによるほか、必要に応じて、甲乙協議して定める。

上記約款中、第14条第2項及び第15条を削除する。

別記

特定個人情報等を取り扱う業務及び情報処理業務の
委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項

(趣旨)

第1条 この契約で定める情報セキュリティ遵守特記事項
(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款の特記条
項として、特定個人情報等を取り扱う業務及びネットワ
ーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情
報処理に係る業務(以下「情報処理業務」という。)の委
託契約に関する情報の取扱いについて、必要な事項を定め
るものである。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意
義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。
以下「保護法」という。)第2条第1項に規定する個人情
報をいう。

(2) 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番
号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 特定個人情報等

個人番号及び特定個人情報をいう。

(5) 第1号及び前号以外の秘密等に係る情報

法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、
部外に知られることが適当でない法人その他の団体に関
する情報及び部外に漏れた場合に行政の信頼を著しく害
するおそれのある情報をいう。

(6) 重要情報

第1号から前号までに規定する情報及び鳥取市(以下
「甲」という。)が指定する情報をいう。

(7) 情報

重要情報及び重要情報以外の情報をいう。

(基本的事項)

第3条 この契約により甲から業務を受託し情報を取り扱
う者(以下「乙」という。)は、保護法、番号法、鳥取市電
子計算組織管理運営規程(平成15年3月鳥取市訓令第4
号。市長の事務部局を除く機関の場合は、それぞれの機関
が定めた同様のものに読み替えて適用するものとする。)、
鳥取市情報セキュリティ基本方針(平成16年4月1日制
定)及び鳥取市情報セキュリティ対策基準(平成16年4
月1日制定)その他関係法令を遵守し、この契約による業
務(以下「委託業務」という。)を通じて知り得た情報の保
護の重要性を認識し、委託業務を履行するために必要な情
報の取扱いにあたっては、甲の業務に支障が生じることが
ないよう、適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、委託業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく
他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、委託業務を履行するにあたって、情報の漏えい、
滅失、毀損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のた
めに必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備等)

第4条 乙は、情報の適正な管理を実施する者として総括責
任者を選定して管理組織を整備するとともに、前条第3項
の措置に係る管理規程又は情報の具体的な取扱い内容を
規定しなければならない。

2 乙は、前項に定める管理体制を書面により速やかに甲に
通知しなければならない。管理体制を変更するときも同様
とする。

3 乙は、情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設
その他情報を取り扱う場所において、入退室の規制及び防
災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じな
ければならない。

(従事者の監督)

第5条 乙は、乙の総括責任者に、乙の従業員その他委託業
務に従事する者(以下「従事者」という。)に対し、委託
業務を通じて知り得た重要情報を正当な理由なく他人に
知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、並びに委託業
務に関する重要情報を安全に管理するよう、必要かつ適切
な監督を行わせなければならない。この契約が終了し、又
は解除された後においても同様とする。

(教育の実施)

第6条 乙は、乙の総括責任者及び従事者に対し、委託業務
に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令
に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の
適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を
実施しなければならない。

(作業場所及び従事者の届出)

第7条 乙は、委託業務に関する仕様書において委託業務の
履行に係る作業場所が定められていない場合、当該作業場
所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。作
業場所を変更するときも同様とする。

2 乙は、委託業務を履行するにあたって、作業場所ごとに
従事者の氏名及び役職その他必要な事項を書面により速
やかに甲に届け出なければならない。従事者を変更すると
きも同様とする。

(収集の制限)

第8条 乙は、委託業務を履行するにあたって情報を収集す
るときは、委託業務を履行するために必要な範囲内で、適
正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報
を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を
履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供して
はならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 乙は、委託業務を履行するにあたって甲から貸与
された重要情報が記載又は記録された文書及びその他フ
ァイル等を、甲の指示又は承諾を得ることなく複写し、又
は複製してはならない。

(重要情報の管理)

第11条 乙は、委託業務に関する重要情報を安全に管理す
るため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 重要情報を作業場所以外に持ち出さないこと。やむを
得ず持ち出さなければならないときは、甲の承諾を得たう
えで行い、持ち出しの状況に関する記録を作成し、確実に

保管すること。

- (2) 重要事項が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、重要事項が格納された電子計算機又は電子記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施したうえで施錠管理すること。
- (3) 重要情報の格納又は処理を行うにあたって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電子記録媒体を使用しないこと。
- (4) 重要情報を処理する電子計算機について、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のウイルス定義ファイルへの更新を行うこと。

(再委託先の監督等)

第12条 乙は、委託業務を遂行するために得た重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱ってはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。

（以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。

5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、重要情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て重要情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(提供文書等の返還及び廃棄等)

第13条 乙は、委託業務を履行するにあたって甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文書及びファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別記に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが格納された電子記録媒体の廃棄等

を甲が指示した場合、乙は、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、甲に廃棄等を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

3 第1項の場合において、乙が乙の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機に格納された当該重要情報の消去を甲が指示した場合、乙は、当該重要情報を速やかに消去し、甲に消去したことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

(報告及び検査)

第14条 甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務である情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時等における報告等)

第15条 乙は、甲の提供した情報並びに乙、再委託先又は再々委託先が委託業務の履行のために収集した情報について、火災、その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。
- (2) 甲の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

3 乙は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を履行するために乙、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について、乙、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、毀損、又は改ざんがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。